

香南市職員の懲戒処分等について（公表）

【事案1】

香南市スポーツ少年団及び香南市体育協会の会計事務における準公金の横領等により令和元年7月12日付けで、香南市教育委員会生涯学習課非常勤職員を懲戒免職処分とした事案に関し、下記のとおり関係職員の懲戒処分等を行いましたので香南市職員の懲戒の指針第5条の規定により公表いたします。

令和元年8月30日

香南市教育委員会

1. 関係職員の懲戒処分等の内容

氏名・所属・職名	年齢	性別	処分内容	処分理由
懲戒処分の公表規定により公表しない	49	男	減給10分の1、1か月	指導監督に係る職務上の義務違反及び職務怠慢
〃	57	男	戒告	指導監督に係る職務上の義務違反
〃	60	男	戒告	指導監督に係る職務上の義務違反

2. 処分発令日

令和元年8月30日（金）

3. 処分の概要

業務に関する指導監督ならびに管理不行届きにより、非常勤職員による準公金横領等の不祥事を発生させた。

4. 教育長コメント

このたびの教育委員会生涯学習課非常勤職員による準公金の横領等という不祥事の発生については、各職員の業務に対する意識が十分でなかったことに加えて、各管理体制、公金管理体制が機能しておらず、そのことが本事案の原因となっていたことに対して、極めて重く受け止めております。

本年3月に公金等取扱事務基本マニュアルを制定し、市民の皆様のご協力をいただきながら、香南市の教育行政の充実に取り組みを進めている最中にこうした事態が発生したことは、各職員のそれぞれの役割の自覚が極めて乏しかったと言わざるを得ません。そのことに関しても弁明の余地はなく、不正の発生を防ぐ立場としての管理職のチェッ

ク体制や公金管理に対する認識の甘さと言わざるを得ません。このような不祥事発生の原因の一つが管理職の意識の低さや組織体制にあったことについて深くお詫び申し上げるとともに、今後このようなことが再び発生しないよう、職員の服務規律の確保と意識改革の徹底に万全を期して参ります。

皆様の信頼を一日も早く回復できるよう全力を尽くすことを申し上げ、お詫びのことばといたします。

令和元年8月30日

香南市教育委員会
教育長 入野 博

【事案2】

香南市教育委員会生涯学習課が所管する香南市スポーツ少年団及び香南市体育協会の会計事務における準公金の横領等により令和元年7月12日付けで、香南市教育委員会生涯学習課非常勤職員を懲戒免職処分とした事案に関し、下記のとおり関係職員の懲戒処分等を行いましたので香南市職員の懲戒の指針第5条の規定により公表いたします。

令和元年8月30日

香南市

1. 関係職員の懲戒処分等の内容

氏名・所属・職名	年齢	性別	処分内容	処分理由
懲戒処分の公表規定により公表しない	58	男	減給（10分の1、3か月）	指導監督に係る職務上の義務違反及び職務怠慢

2. 処分発令日

令和元年8月30日（金）

3. 処分の概要

業務に関する指導監督ならびに管理不行届きにより、非常勤職員による準公金横領等の不祥事を発生させた。

【事案3】

下記のとおり職員の懲戒処分等を行いましたので香南市職員の懲戒の指針第5条の規定により公表いたします。

令和元年8月30日

香南市

1. 職員の懲戒処分等の内容

氏名・所属	職名	年齢	性別	処分内容	処分事由
田渕 浩平 商工水産課	主査	37	男	停職(1か月)	地方公務員法第29条第1項第1号、第2号、第3号該当

2. 関係職員の懲戒処分等の内容

氏名・所属・職名	年齢	性別	処分内容	処分理由
懲戒処分の公表規定 により公表しない	54	男	戒告	指導監督に係る職務上の義務違反

3. 処分発令日

令和元年8月30日(金)

4. 処分の概要

商工水産課田渕主査は、所管するみなこい港まつり実行委員会の会計を担当し、平成30年6月7日に実行委員会へ交付された市補助金600万円の一部(天候不良により延期し花火大会のみ実施となったことから不要となった250万円)を返還するため、平成31年3月29日に管理する実行委員会の会計口座3つのうちの1つであるA銀行の口座から引き出した現金64万9,980円を5月16日まで返還処理を行わず、自席の引き出しに入れて保管していた。また、5月16日には別のB銀行の口座から全額の199万6円を引き出し、引き出しに保管していた現金と合わせて市補助金250万円を返還したものの、残額の13万9,986円を、再び自席の引き出しに入れ、本事案が発覚する6月20日まで保管していた。さらに、日頃から慢性的に職務に怠慢であったことや勤務態度不良の状況も認められている。

関係する上司については、日常業務における注意指導はあったものの当該業務に関する指導監督ならびに管理の不行届きがあり、本件の発生を防ぐに至らなかった。

これらの非違行為は、地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号に該当し、香南市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の規定及び香南市職員の懲戒処分等の指針に基づき、それぞれ懲戒処分とした。

市長コメント

先般公表した教育委員会生涯学習課嘱託員による準公金横領等の不祥事および商工水産課職員による準公金の不適正な取扱いについて、本日、関係職員の懲戒処分を行いました。これら一連の不祥事は、当該職員の倫理観の低さと自覚の欠如はもとより、組織としての管理体制の甘さが露呈したものと云わざるを得ません。度重なる不祥事により、市民の皆様や関係者の皆様に多大なご迷惑をお掛けしたことを深くお詫び申し上げます。

市政をあずかるものとして、組織の危機的な状況であることを職員と共有し、再発防止に向け、先般施行しました公金等取扱事務基本マニュアルに則った運用の徹底はもとより、奉職者たる職員の意識改革、特に管理職層の管理能力及び意識の向上・強化については自らが先頭に立ち、市民の皆様の信頼の回復に向け、全力で取り組んでまいり覚悟です。

令和元年8月30日

香南市長 清藤 真司

<問い合わせ先>
香南市総務課 北村
TEL0887-57-8500